

調査計画（変更案）

1 調査の名称

就業構造基本調査

2 調査の目的

統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）に基づき、就業構造基本統計（法第2条第4項第3号に規定する基幹統計）を作成し、国民の就業及び不就業の実態を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

個人については、15歳以上の世帯員

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約54万世帯及びその15歳以上の世帯員約108万人

（母集団の大きさ 約5300万世帯、約1億1000万人）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

報告を求める世帯（以下「調査世帯」という。）は、第1次抽出単位を令和2年国勢調査調査区（以下「調査区」という。）とし、第2次抽出単位を住戸とする層化2段抽出法により選定する。

第1次抽出では、47都道府県ごとの15歳以上人口に基づく確率比例系統抽出により、全国で約34,000調査区を抽出する。

第2次抽出では、等確率系統抽出により、各調査区から15住戸を抽出する。

（詳細は別添1のとおり）

(3) 報告義務者

世帯主又は世帯の代表者及び15歳以上世帯員

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添2の就業構造基本調査調査票を参照）

① 15歳以上の世帯員に関する事項

ア 全員について

(ア) 基本事項について

氏名、男女の別、配偶者の有無、世帯主との続き柄、出生の年月、就学状況・卒業時期、学校の種類、居住開始時期、転居の理由、転居前の居住地、収入の種類及びふだんの就業・不就業状態

(イ) 訓練・自己啓発について

職業訓練・自己啓発の有無及び職業訓練・自己啓発の種類

(ロ) 育児・介護の状況について

育児の有無、育児の頻度、育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類、介護の有無、介護の頻度及び介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類

イ 有業者について

(ア) 主な仕事について

従業上の地位・勤め先での呼称、起業の有無、雇用契約期間の定めの有無・1回当たりの雇用契約期間、雇用契約の更新の有無・回数、勤め先の経営組織、勤め先の名称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、企業全体の従業者数、年間就業日数、就業の規則性、週間就業時間、テレワークの実施状況、年間収入、就業開始の時期、就業開始の理由、現在の就業形態についている理由、就業時間又は就業日数の調整の有無、転職又は追加就業等の希望の有無、転職希望の理由、希望する仕事の形態、希望する仕事の種類、求職活動の有無、就業時間延長等の希望の有無及び前職の有無

(イ) 主な仕事以外の仕事について

主な仕事以外の仕事の有無、従業上の地位・勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容、就業の規則性及び週間就業時間

(ロ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(ハ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

ウ 無業者について

(ア) 就業の希望等について

就業希望の有無、就業希望の理由、希望する仕事の種類、希望する仕事の形態、求職活動の有無、非求職の理由、求職期間、就業希望時期、就業非希望の理由及び就業経験の有無

(イ) 前職について

離職の時期、就業継続年月、離職の理由、従業上の地位・勤め先での呼称、勤め先の事業の内容、仕事の内容

(ロ) 初職について

現職又は前職と初職との関係、初職の就業開始の時期及び初職の従業上の地位・勤め先での呼称

② 世帯に関する事項

15歳未満の年齢別世帯人員、世帯全体の年間収入及び15歳以上世帯人員

[集計しない事項の有無] 無 有

・氏名は、内容審査の際の問合せにのみ用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

調査は、実施年の10月1日現在によって行う。

6 報告を求めるとに用いる方法

(1) 調査系統

総務省—都道府県—市町村—統計調査員（又は民間事業者）—報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（ 政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

・統計調査員又は調査事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者（以下、統計調査員等という。）が調査世帯ごとに調査票及びオンライン回答用のID・パスワードを配布する。

・報告義務者は、統計調査員等が配布する調査票に記入し、統計調査員等に調査票を提出する方法又は郵送により調査票を提出する方法若しくは政府統計共同利用システムを利用して回答する方法により、回答する。

7 報告を求めると期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不不定期の場合の直近の実施年：2017年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査実施年9月下旬～10月下旬

8 集計事項

15歳以上人口、有業者、無業者等について、就業構造別に、全国、都道府県、政令指定都市、県庁所在都市又は人口30万以上の市別に集計する。（詳細は別添3のとおり）

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(2) 公表の期日 実施年の翌年7月末日まで

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他

（集計結果の産業別の表示において日本標準産業分類を、職業別の表示において日本職業産業分類を使用することとする（分類項目の一部について、集約等して表章に利用する））

使用しない

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。） が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

なし